

令和7年6月30日

(名称) 雲南市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

雲南市においては、市町村合併前の旧町村を結ぶ幹線交通である広域バスを軸に、支線の役割を果たす地域バス、乗合タクシーにより、公共交通網を構成している。これらの交通については、車を運転できない高齢者等を中心に、雲南市立病院・中心市街地の商業施設等への移動、生活に必要不可欠な交通として機能している一方、人口減少と自家用車の普及による公共交通機関利用者数の減少が運行収支の悪化と行政負担を増加させており、運行継続上の課題となっている。

また、飯南町生活路線バス「赤名吉田線」は、飯南町から雲南市へ乗り入れる路線であり、飯南町と停留所や時刻などを調整し、運行を実施している。地域幹線系統に乗り換えることによって、通院・通学・買物等の移動範囲が更に広がることにより、高齢者や高校生等を中心とした利用者の移動手段として必要不可欠な交通手段になっているが、昨今の運転士不足等による影響も今後出てくることが懸念され、注視が必要な状況となっている。

こういった状況の中、令和6年9月末をもって、ドライバー不足を理由に一畑バス大東線が廃止となり、その代替路線として新たに令和6年10月から大東地域バス「大東松江乃木線」(松江市との共同運行)の運行を開始した。当該路線についても、路線廃止となる地域の住民の生活に不可欠な移動手段であることから、引き続き、運行継続の必要性が高まることが予想される。

以上の点から、吉田町内を予約型で運行し幹線交通である広域バスに接続する吉田地域予約(デマンド型)バス「吉田だんだんバス」および大東地域バス「大東松江乃木線」、飯南町生活路線バス「赤名吉田線」の運行を確保・維持し、生活交通手段を存続させていくためには、地域公共交通確保維持事業により、運行収支の改善と行政負担の軽減を図ることが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【大東地域バス「大東松江乃木線」】

市域全域が過疎地域で少子高齢化が進行している雲南市においては、運行実績の改善は困難であり現状からの微増で目標設定をしている。

上記を踏まえ公共交通サービスを確保するため、目標を以下のように設定する。

目標	R8	R9	R10
利用者数(1運行当たり)	3.0人以上	3.1人以上	3.2人以上
住民満足度	52%	53%	53%

1運行当たりの利用者数については、令和6年度の平均利用者数を参考に目標値を設定している。(参考：令和6年度利用者数 6,576人 平均2.9人/1運行あたり)

また、雲南市からの支出を14,000千円以下、収支率を3.1%以上とする。

住民満足度(実績)平成26年42.2% 平成27年45.3% 平成28年55.8% 平成29年57.3% 平成30年55.1% 令和元年度48.5% 令和2年度51.7% 令和3年度53.2% 令和4年度53.0% 令和5年度51.7% 令和6年度48.8%を基に設定。

公共交通を維持するための経費が年々増加傾向にある中、運行を効率化し、経費の抑制を図っているが、どうしても不利益を被る地域が出てくるため、住民満足度が伸び悩んでいる。

令和8年度以降の目標設定については、現状を鑑み設定している。

【吉田地域バス「吉田だんだんバス」】

市域全域が過疎地域で少子高齢化が進行している雲南市においては、運行実績の改善は困難であり現状維持が目標となる。

上記を踏まえ公共交通サービスを確保するため、目標を以下のように設定する。

目標	R 8	R 9	R 10
利用者数（1運行当たり）	2.3人以上	2.3人以上	2.3人以上
住民満足度	52%	53%	53%

1運行当たりの利用者数については、雲南市内他地域で運行しているデマンド型乗合タクシー（通称：だんだんタクシー）1便当たりの平均利用者数と同数を目標として設定している。

また、雲南市からの支出を11,000千円、収支率を3.1%以上とする。

住民満足度(実績)平成26年42.2% 平成27年45.3% 平成28年55.8% 平成29年57.3% 平成30年55.1% 令和元年度48.5% 令和2年度51.7% 令和3年度53.2% 令和4年度53.0% 令和5年度51.7% 令和6年度48.8%を基に設定。

公共交通を維持するための経費が年々増加傾向にある中、運行を効率化し、経費の抑制を図っているが、どうしても不利益を被る地域が出てくるため、住民満足度が伸び悩んでいる。

令和8年度以降の目標設定については、現状を鑑み設定している。

【飯南町生活路線バス「赤名吉田線」】

項 目	目標の基礎となる数値	目標数値
1便あたり利用者数	2.4人（令和6年度）	令和8～10年度 2.5人以上

目標の基礎となる数値については、令和6年度実績としている。令和6年度以降の目標数値については、利用者の自然減（死亡・施設入所等）で、利用者が年々減少傾向にあるため、通勤者・公民館事業等において利用をPRして、赤名吉田線の利用促進を図っていく。これらの現状と対策により、目標基礎数値に対して現状から微増とした。

また雲南市からの支出を4,000千円以下、収支率を5.8%以上とする。

(2) 事業の効果

【大東地域バス「大東松江乃木線」】

運行路線沿線に居住する地域住民の日常生活における移動手段が確保されるとともに、地域間交通ネットワークとの接続により、地域内から中心市街地等への広域的な移動手段が確保される。さらには、高齢者の外出促進、地域活性化につながる。

【吉田地域バス「吉田だんだんバス」】

運行路線沿線に居住する地域住民の日常生活における移動手段が確保されるとともに、地域間交通ネットワークとの接続により、吉田地域内から雲南市中心市街地等への広域的な移動手段が確保される。さらには、高齢者の外出促進、地域活性化につながる。

【飯南町生活路線バス「赤名吉田線」】

- ・ 中高生の遠距離通学の支援
- ・ 高齢者の通院、買物等の外出支援による生活水準の維持
- ・ 地域間や隣接自治体との連携強化
- ・ 利用者の満足向上に伴う利用実績の向上
- ・ 利用者実績の向上に伴う地域公共交通の活性化
- ・ 利用者実績の向上に伴う地域・住民活動の活性化

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<p>【大東地域バス「大東松江乃木線」、吉田地域バス「吉田だんだんバス」、飯南町生活路線バス「赤名吉田線」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民バス路線図、JR等の公共交通機関ダイヤを掲載した時刻表を市内全戸配布（雲南市） ・ 分かりやすい乗り継ぎ情報の提供（雲南市） ・ 地域住民組織を通じて市民バスの利用実績をお知らせし、利用促進を図る。（雲南市）
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。 ・ 路線の概要（路線図、時刻表・運行期間等）を添付。
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>【大東地域バス「大東松江乃木線」】 運行については雲南市から運行事業者へ委託しており、運行経費から運行収入及び国庫補助金等を差し引いた差額分については、雲南市及び松江市が負担することとしている。</p> <p>【吉田地域バス「吉田だんだんバス」】 運行については雲南市から運行事業者へ委託しており、運行経費から運行収入及び国庫補助金等を差し引いた差額分については、雲南市が負担することとしている。</p> <p>【飯南町生活路線バス「赤名吉田線」】 赤名吉田線は運行委託のため、補助対象経費から国庫補助金額等の差額分を引いた額を委託料として飯南町及び雲南市が負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運行事業者からの提供データによる利用者数や収支状況のモニタリング（毎年度実施） ・ 市民アンケート調査により路線バスに対する総合的な満足度、公共交通による外出頻度等を把握（令和7年度に実施予定）
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>

<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
※該当なし
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
※表5を参照
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
※該当なし
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
<p>13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
※該当なし
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
※該当なし
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
※該当なし
<p>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

○平成28年	6月28日	地域公共交通確保維持事業に係る「地域内フィーダー系統確保維持計画（H29-31）」について合意
○平成29年	2月22日	吉田地域デマンドバスの改正（区域・ダイヤ）について合意 地域公共交通確保維持事業に係る「地域内フィーダー系統確保維持計画（H29-31）」変更について合意
○平成29年	6月27日	事業報告及び事業計画について協議
○平成29年	8月30日	地域公共交通確保維持事業に係る「地域内フィーダー系統確保維持計画（H30-32）」について合意
○平成30年	2月7日	雲南市民バスのルート・ダイヤ及びバス停留所の変更について合意
○平成30年	6月28日	地域公共交通確保維持事業に係る「地域内フィーダー系統確保維持計画（H31-33）」について合意
○平成31年	2月19日	雲南市民バスのルート・ダイヤ及びバス停留所の変更について合意
○令和元年	6月25日	地域公共交通確保維持事業に係る「地域内フィーダー系統確保維持計画（R2-4）」について合意
○令和元年	10月30日	地域公共交通網形成計画策定の進捗状況について報告
○令和元年	12月23日	地域公共交通網形成計画の原案について協議
○令和2年	2月21日	雲南市民バスのルート・ダイヤ及びバス停留所の変更について合意 地域公共交通網形成計画の成案について協議
○令和2年	7月16日	地域公共交通確保維持事業に係る「地域内フィーダー系統確保維持計画（R3-5）」について合意
○令和2年	10月29日	地域公共交通再編実施計画策定の進捗状況について報告
○令和2年	12月24日	地域公共交通網形成計画の実施状況について 地域公共交通再編実施計画の原案について協議
○令和3年	2月22日	雲南市民バスのルート・ダイヤ及びバス停留所の変更について合意 だんだんタクシーの運行内容変更について合意 地域公共交通再編実施計画策定の進捗状況について報告
○令和3年	3月23日	地域公共交通再編実施計画の成案について協議
○令和3年	6月24日	事業報告及び事業計画について協議 地域公共交通確保維持事業に係る「地域内フィーダー系統確保維持計画（R4-6）」について合意
○令和3年	9月16日	豪雨災害による路線変更、バス乗降場所の変更について合意 地域公共交通再編実施に基づく、再編の方向性について協議
○令和3年	12月23日	バス乗降場所の変更について合意
○令和4年	2月24日	雲南市民バスのルート・ダイヤ及びバス停留所の変更について合意 だんだんタクシーの運行内容変更について合意
○令和4年	6月27日	事業報告及び事業計画について協議 地域公共交通確保維持事業に係る「地域内フィーダー系統確保維持計画（R5-7）」について合意
○令和4年	9月16日	豪雨災害による路線変更、バス乗降場所の変更について合意

○令和 4年12月23日	地域公共交通再編実施に基づく、再編の方向性について協議
○令和 5年 2月20日	地域公共交通確保維持改善事業事業評価（R4）合意 雲南市民バスのルート・ダイヤの変更について合意 だんだんタクシーの運行内容変更について合意
○令和 5年 6月26日	事業報告及び事業計画について協議 地域公共交通確保維持事業に係る 「地域内フィーダー系統確保維持計画（R6-8）」について合意
○令和 5年 9月15日	地域公共交通再編実施に基づく、再編の方向性について協議
○令和 5年12月22日	地域公共交通確保維持改善事業事業評価（R5）合意
○令和 6年 2月21日	雲南市民バスのルート・ダイヤ及びバス停留所の変更について合意 だんだんタクシーの運行内容変更について合意
○令和 6年 6月25日	事業報告及び事業計画について協議 一畑バス大東線の廃止について協議 大東地域バス「大東松江乃木線」の運行について協議 雲南市地域公共交通網形成計画の変更について協議 地域公共交通確保維持事業に係る 「地域内フィーダー系統確保維持計画（R7-9）」について合意
○令和 6年 8月23日	地域公共交通確保維持事業に係る 「生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）」策定について合意
○令和 6年12月23日	地域公共交通確保維持改善事業事業評価（R6）合意
○令和 7年 2月20日	雲南市民バスのルート・ダイヤの変更について合意 だんだんタクシーの運行内容変更について合意 地域公共交通確保維持事業に係る「地域内フィーダー系統確保維持計画（R7-9）」の変更について合意
○令和 7年 6月25日	雲南市地域公共交通計画策定について協議 事業報告及び事業計画について協議 地域公共交通確保維持事業に係る 「地域内フィーダー系統確保維持計画（R8-10）」について合意 雲南市地域公共交通計画策定について協議

19. 利用者等の意見の反映状況

毎年、雲南市地域公共交通協議会を開催し、雲南市の公共交通について協議を行っている。

その際、協議会構成員として市民及び利用者代表の方に参画いただき、利用者の立場からご発言いただき、具体的な運行内容変更について反映させている。

また必要に応じて、地域住民組織や関係機関と協議を行い、運行内容に対する意見を聴取し運行内容の変更について反映させている。こうした利用者ニーズ把握の取組については、今後も継続して行う。

一畑バスの路線廃止に伴う「大東松江乃木線」の運行については、以下のとおり沿線地域住民を対象に説明会を実施し、意見収集を行った。

実施日	対象地域	出席者
令和6年2月22日（木）	海潮地区	沿線住民、自主組織役員
令和6年2月26日（月）	大東地区	沿線住民、自主組織役員
令和6年5月8日（水）	海潮地区	自主組織役員

令和元年度には、地域公共交通網形成計画策定に係る市民・高校生・住民組織等を対象としたアンケートを実施し、運行の見直しに意見を反映させているが、同様に今年度も地域公共交通計画策定に係る市民・高校生・住民組織等を対象としたアンケートを実施し、運行の見直しに意見を反映させる予定としている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 島根県雲南市木次町里方521-1
(所 属) 雲南市政策企画部
うなん暮らし推進課 交通政策室
(氏 名) 丹波 鉄也
(電 話) 0854-40-1014
(e-mail) koutsuseisaku@city.unnan.shimane.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	雲南市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	36,007
交通不便地域等	36,007

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
27,355	雲南市 (山村振興法の地域を除く)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
8,652	旧阿用村、旧海潮村、旧温泉村、旧飯石村、旧中野村、旧鍋山村、旧田井村、旧吉田村、旧波多村、旧多根村、旧松笠村	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 ／山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
雲南市地域公共交通計画	R2.3.18	R3

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

【加茂地域バス】ルートの変更及び畑バス停の乗降場所の変更について

○該当路線数

1 路線：加茂北回り線

○変更日

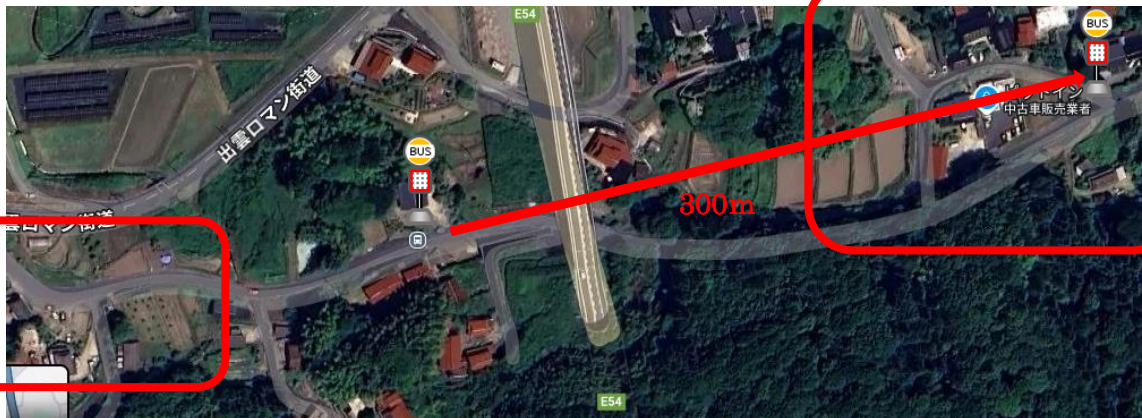
関係者協議が整い次第速やかに実施

○変更内容

ルートの変更に伴うバス停の移設

兼ねてより加茂町畑地内での終点場所における市民バスの後進による方向転換が課題となっていました。地元自治会との協議が整いましたので、加茂北回り線のルートと「畑」バス停を図1のように変更、移設します。

<図1>



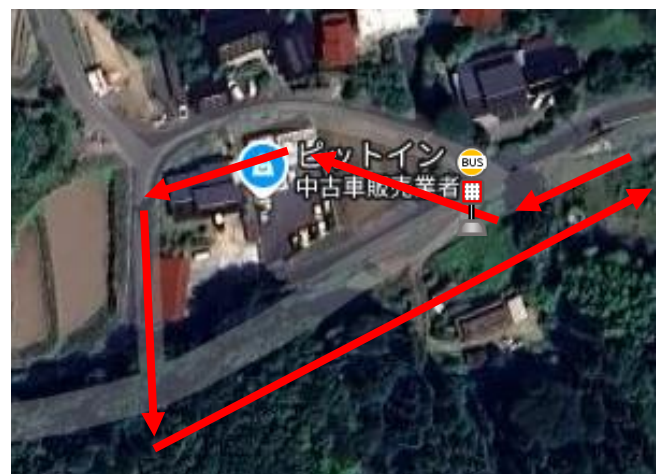
<図2>



<図3>



<図4>



【大東地域バス】 東町バス停及び東大橋バス停の乗降場所の変更について

○該当路線数

4 路線：大東松江乃木線、塩田線、海潮北回り線、海潮南回り線

○変更日

関係者協議が整い次第速やかに実施

○変更内容

バス停の移設

県道松江木次線大東地内における道路改良工事が完了し、バス専用の停車帯ができましたので、「東町」バス停及び「東大橋」バス停を図1のように移設します。

年度途中の移設であるため、ご利用の方が迷われないよう今年度は両方のバス停を明記します。次年度ダイヤから両バス停を1つに統合します。新しいバス停名は今後検討します。

なお、現在、「東町」及び「東大橋」は同一時刻で運行しています。

<図1>



【大東地域バス】旧海潮中学校敷地内へのバス停新設について

○該当路線数

2路線：海潮北回り線、海潮南回り線

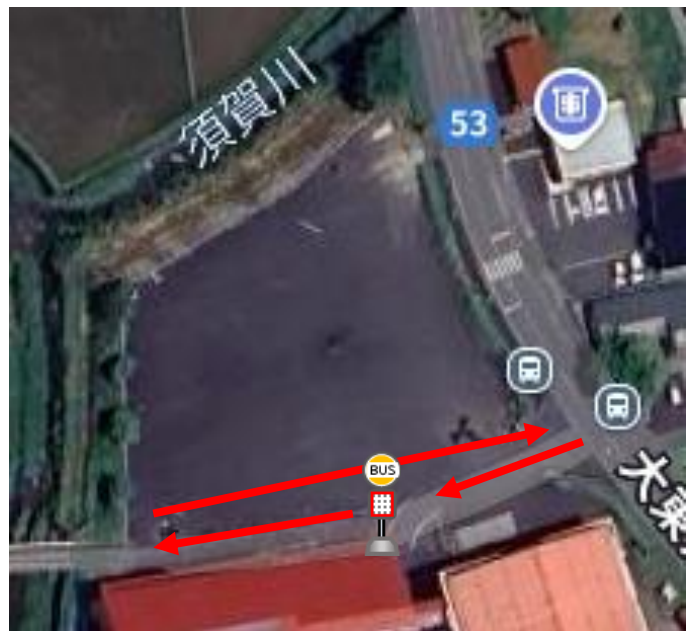
○変更日

令和7年9月1日

○変更内容

バス停の新設

雲南市教育委員会から子供の乗降時の安全確保等の観点から現在の旧海潮中学校敷地内（駐車場）にバスを入れ、敷地内において乗降を行ってほしい旨の要望があり、現地を確認したところ、現在のルートから大きく外れないこと、バス停間の所要時間が大きく変わらないことから新設可能と判断しましたので、海潮北回り線、海潮南回り線で旧海潮中学校敷地内（駐車場）にバス停を新設します。



具体的な運行（停車・乗降場所や敷地内のバスルート、バス停名等）については、学校・バス運行事業者等、関係者により調整することとします。

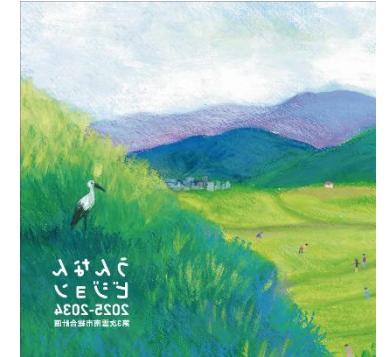
雲南市地域公共交通計画策定

～計画の期間～

【既存】 令和2年4月～令和8年9月

* コロナ禍により、計画の実行期間を2年延長

【次期】 令和8年10月～ 5年間



～計画の目的～

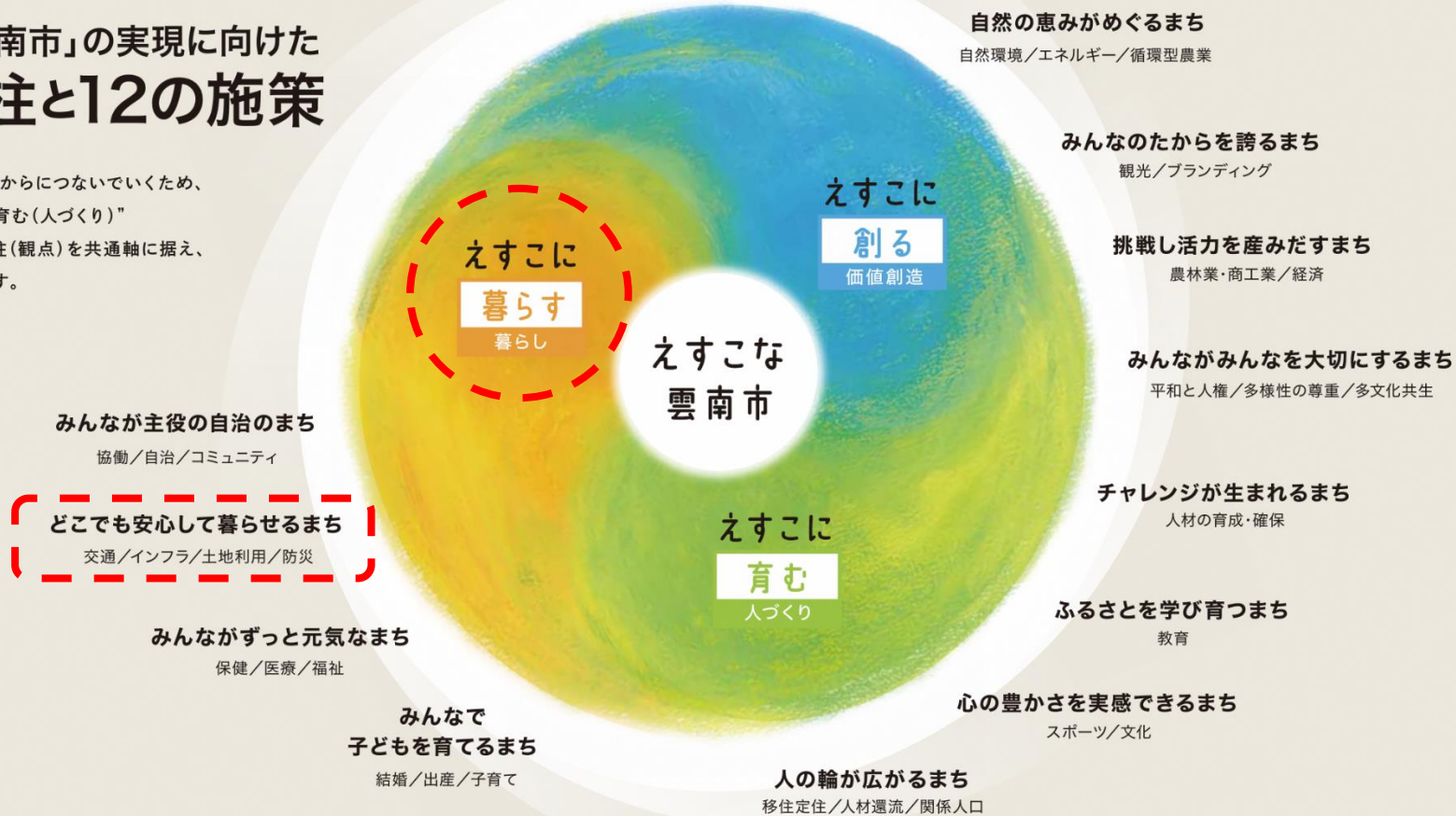
雲南市の公共交通施策マスタープランである「雲南市地域公共交通計画」(令和8年10月から5年間の計画)については、現在の雲南市における公共交通の現状、問題点及び将来見通しを再度分析し、変化する環境やニーズ、担い手が減少していく地域社会において、持続可能な地域公共交通網の構築を目指して、策定を進めていく必要がある。

また、雲南市は令和7年度から10年間のまちづくりの指針となる第3次雲南市総合計画が「変わらず、変える」を基本理念とし、「えすこな雲南市」を10年後のめざす将来像としてスタート。なかでも『交通』は基本構想の3つの柱の「えすこに暮らす」の中のひとつであり、また12の施策を設ける中で、『公共交通のリ・デザイン』はシンボルプロジェクトとして重要な位置づけとしている。それぞれの計画の方向性を共有・連動して、「えすこ」に暮らせる雲南市の実現を目指し、次期「雲南市地域公共交通計画」の計画策定を進める。



「えすこな雲南市」の実現に向けた 3つの柱と12の施策

「えすこな雲南市」をよいかたちでこれからにつないでいくため、
“えすこに暮らす(暮らし)”“えすこに育む(人づくり)”
“えすこに創る(価値創造)”の3つの柱(観点)を共通軸に据え、
分野横断で基本構想の実現を図ります。



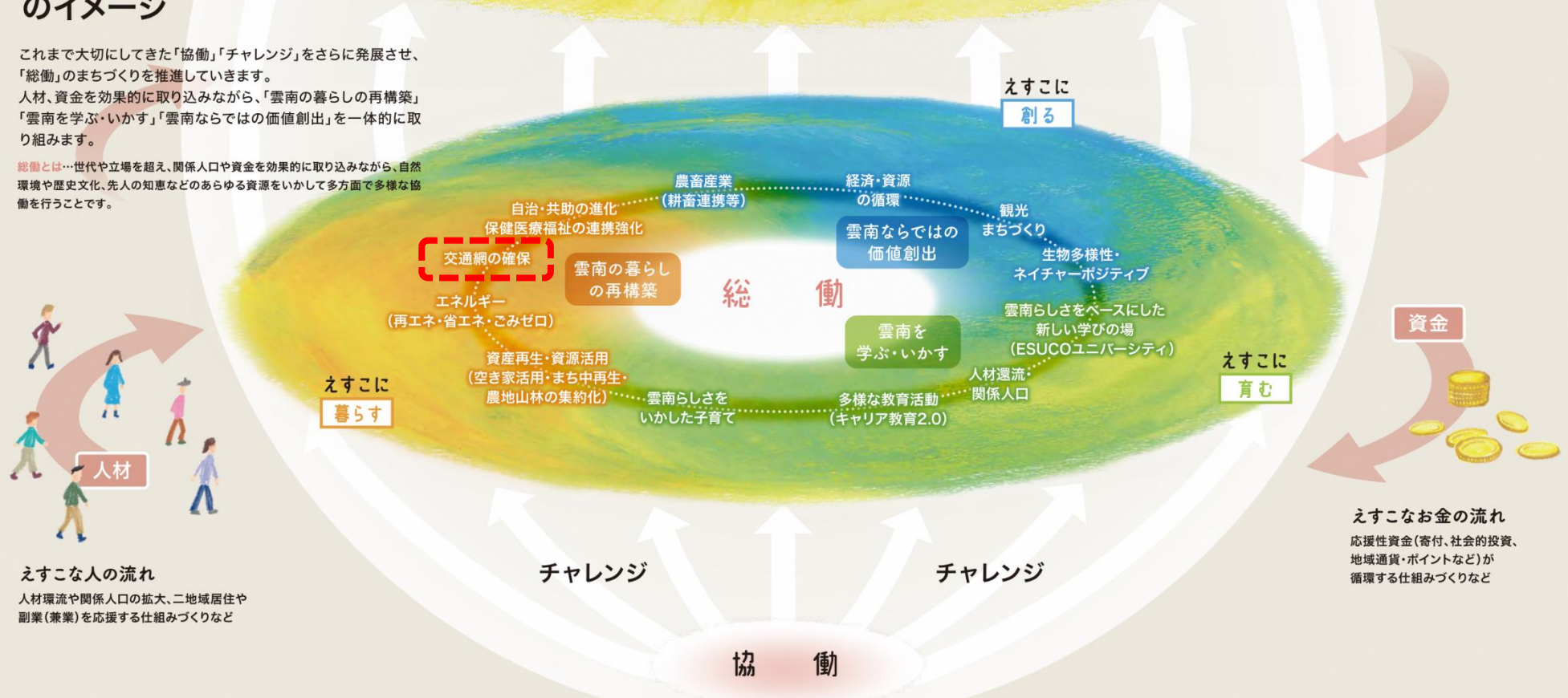
シンボルプロジェクト のイメージ

これまで大切にしてきた「協働」「チャレンジ」をさらに発展させ、「総働」のまちづくりを推進していきます。

人材、資金を効果的に取り込みながら、「雲南の暮らしの再構築」「雲南を学ぶ・いかす」「雲南ならではの価値創出」を一体的に取り組みます。

総働とは…世代や立場を超え、関係人口や資金を効果的に取り込みながら、自然環境や歴史文化、先人の知恵などのあらゆる資源をいかして多方面で多様な協働を行うことです。

えすこな雲南市



えすこな人の流れ

人材環流や関係人口の拡大、二地域居住や副業(兼業)を応援する仕組みづくりなど

えすこなお金の流れ
応援性資金(寄付、社会的投資、地域通貨・ポイントなど)が循環する仕組みづくりなど

02 どこでも安心して暮らせるまち

《交通/インフラ/土地利用/防災》

めざす

10年後の姿

そこに暮らす人が、
住みよさ、暮らしやすさを実感している。

JRや市民バス、タクシーなどで、
行きたいところに行くことができる。



何が起きても大丈夫。
防災力が高く安心して暮らせる地域。



空き家、未利用の農地・山林が
地域資源として見直され、活用されている。



変えないこと

- 暮らしを支える公共サービスやインフラ
- それぞれの地域に合った「暮らしやすさ」を感じられるまちづくり
- 地域力をいかした防災体制



変えること

- 公共交通のあり方
- 災害リスクへの備え
- 空き家や耕作放棄地の活用

ここで成果を確認しよう!

お住まいの地域は安心して住みよいと感じますか? (市民アンケート)

現状値
2024(R6)年度

57%

中間目標値
2029(R11)年度

60%

最終目標値
2034(R16)年度

60%

基本方針

- 1 どの地域でも安心して暮らせるよう公共インフラや地域交通ネットワークの維持・充実に取り組みます。
- 2 防災・減災対策をハード・ソフト両面ですすめ、市民の安全安心な暮らしを支えます。
- 3 空き家や遊休農地など未利用の地域資源の活用を促進し、地域の活力維持に取り組みます。

重点テーマ

- (1)地域の移動・交通システムの再構築
- (2)地域における防災・減災対策の推進
- (3)空き家や未利用農地・山林等を活用する仕組みの構築
- (4)中心市街地の活力維持と周辺地域とのネットワーク強化

雲南市地域公共交通計画策定

～次期計画で目指す将来像～

それぞれの交通体系（JR・バス・タクシー・地域共助交通）が連携し、
持続可能で田舎でも暮らしやすく、誰もが利用しやすい交通ネットワークの構築

JRや市民バス、タクシーなどで、
行きたいところに行くことができる。



組合せや役割分担を「えすこ」にすることで
持続可能で暮らしやすい交通ネットワークを構築する

雲南市地域公共交通計画策定

～計画策定の主な論点～

○長大路線である吉田大東線の再編

→ 接続の柔軟性確保、結節点となるハブの環境、長距離・長時間運行の回避、リスク回避

○現状の交通網での移動の可能性

→ 幹線(広域バス・高速バス・JR)との接続、乗換による移動手段の洗い出し、利用者の乗換や利用方法に対する理解

○ニーズに対するデマンド運行の検討

→ 一般タクシーとの役割分担、料金体系、定時定路線・スクール混乗の見直し

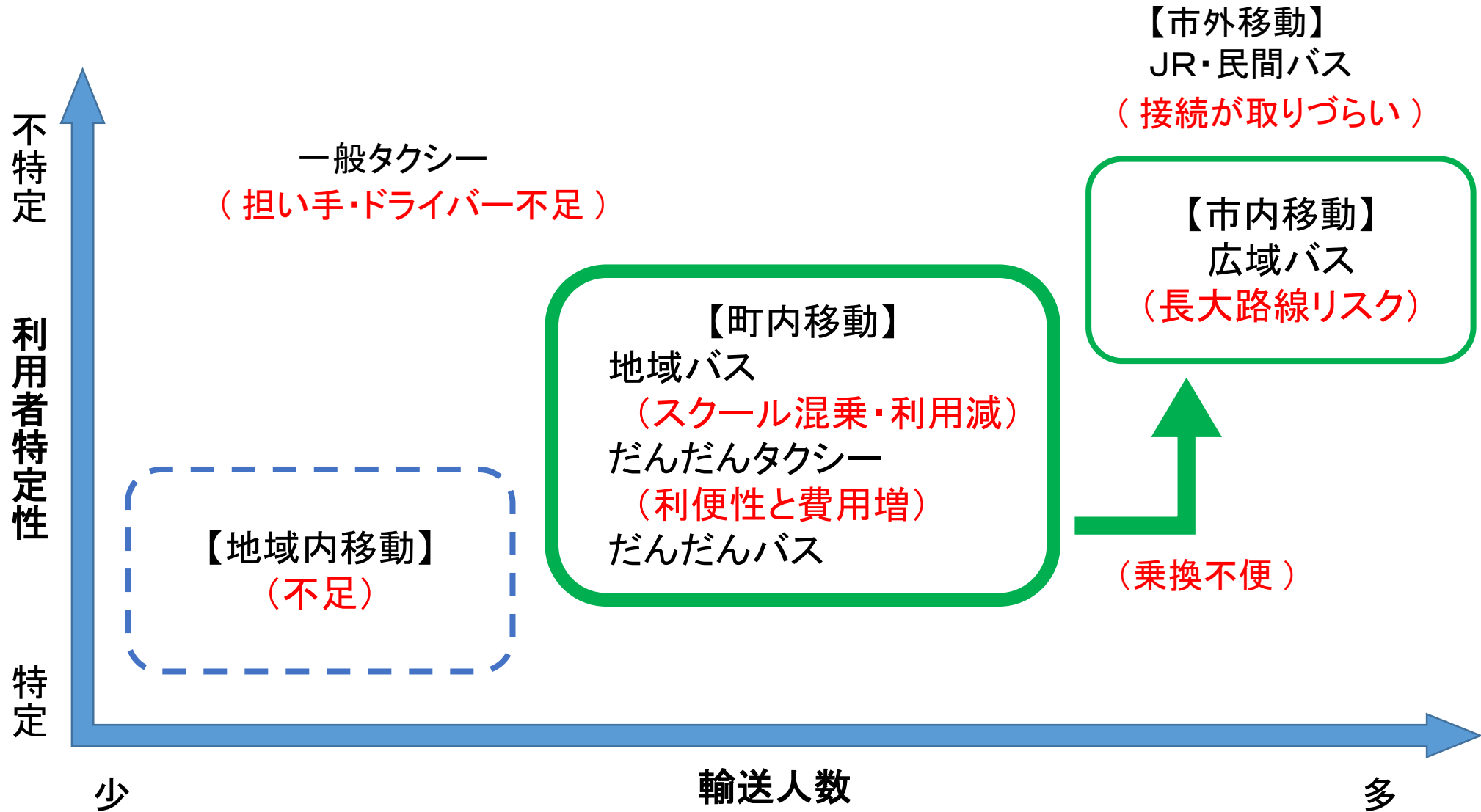
○交通が不足する地域や時間帯の解消

→ 夜間の移動手段の確保、地域住民の共助交通による移動支援、人材育成・確保

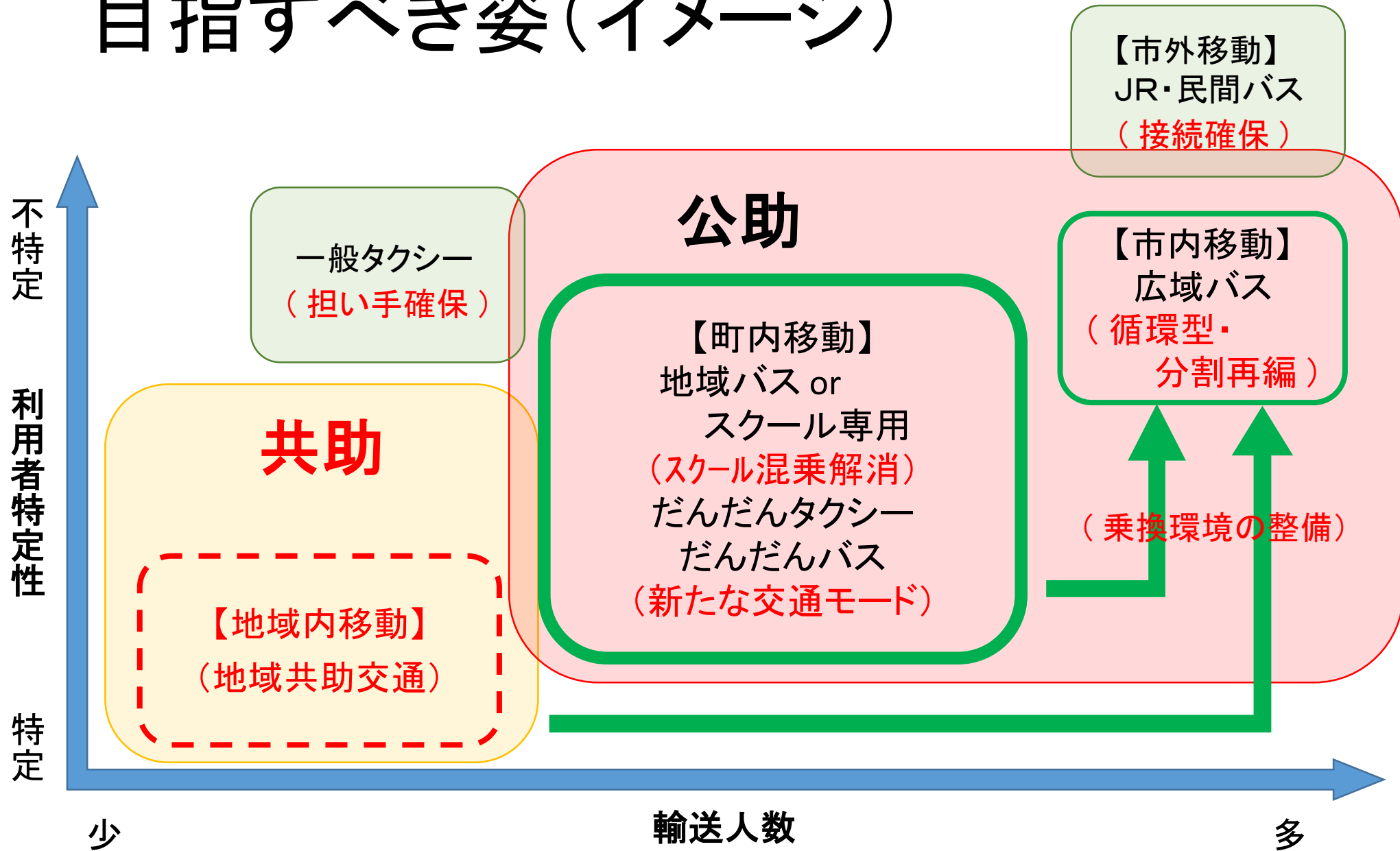
○IC導入や配車アプリなどのデジタル技術活用の検討

→ 利用者の利便性・拡張性・効率性の向上による利用者増、ドライバーや受付の負担軽減

移動手段の現状と課題感(イメージ)



目指すべき姿（イメージ）



～雲南市地域公共交通計画の策定のポイント～

◎「総働」による計画の策定



利用者・地域・業界等、様々な人・分野を巻き込み、**学習を含めた検討**を行うため、策定プロセスを重視し、効果的に進める。

【スケジュール】

令和7年	6月～	概況・移動実態・ニーズ調査（アンケート・関係者ヒアリング等） 円卓会議・住民ワークショップ（旧町単位での意見交換会等）ほか
令和7年1	1月	計画骨子（将来像・基本方針・基本目標等）
令和8年	2月	計画素案
令和8年	3月	パブリックコメント
令和8年	9月	計画策定